

(平成23年3月2日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認群馬地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9件

国民年金関係 5件

厚生年金関係 4件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を、平成元年8月から2年12月までは32万円、3年1月から同年4月までは53万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における標準報酬月額に係る記録を、平成3年6月から4年6月までは53万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年8月1日から3年5月1日まで  
② 平成3年6月5日から4年7月1日まで

ねんきん定期便で被保険者記録を確認したところ、A社の平成元年8月から3年4月までの期間及びB社の同年6月から4年6月までの期間の標準報酬月額が、実際に支払われた給料より低い額になっている。両事業所の給与支払明細書を保管しているので、申立期間について標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保

険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間①の標準報酬月額については、申立人から提出されたA社の給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、平成元年8月から2年12月までは32万円、3年1月から同年4月までは53万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、給与明細書により確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）において記録されている標準報酬月額が当該期間について、長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書により確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額を社会保険事務所に届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入告知を行っておらず（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②の標準報酬月額については、申立人から提出されたB社の給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、53万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が給与明細書で確認できる厚生年金保険料に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成19年1月10日の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を44万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年1月10日

申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、会社が、当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていなかったため、保険料納付が行われていなかった。

会社は、誤りに気付き、社会保険事務所に当該賞与に係る届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されない記録となっているので、反映されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間に係る「所得税源泉徴収簿」及び申立人が保管している賞与支払明細書により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる賞与に係る厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い

方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、賞与支払明細書における保険料控除額から、44万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立てに係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したことが確認でき、保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、A病院（\*）に勤務し、厚生年金保険被保険者であったことが認められることから、申立人の同病院における資格取得日に係る記録を平成19年1月26日、資格喪失日を同年4月1日とし、申立期間に係る標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年1月26日から同年4月1日まで

私は、B会A病院に勤務し、途中、法人から個人に経営が変わりA病院となった際も、退職すること無く継続して勤務していた。しかしながら、オンライン記録によると、申立期間について加入記録が無い。給与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間においてA病院に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、申立人は、平成19年1月26日付けでA病院が厚生年金保険の適用事業所（\*）となった際、同日付けで申立人を含め、従業員72人全員が同事業所に係る被保険者資格を取得しているが、その後、同年5月10日に、申立人を含め同事業所に係る全員の被保険者資格の取得取消処理が遡及して行われるとともに、同年4月1日付けで同事業所が別の事業所番号で適用事業所（\*）となった際に、申立人は、当該事業所に係る被保険者資格を再度取得していることが確認でき、申立期間に係る厚生年金保険被保険者としての記録が無い。

この取消処理について、管轄の年金事務所は「申立人に係る資格取得取消の届出書の提出は、当時の担当者が事業主へ指示したものであるとの申述が得られたが、その理由については記録が残っておらず、詳細は不明である。」と回答している。

また、前述のとおり、平成19年1月26日付けの被保険者資格の取得者は申立人を含め72人であったことや、申立人の雇用保険の加入記録により、A病院(\*)は、申立期間において厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたと判断される上、前述の年金事務所は「平成19年1月26日付けのA病院(\*)に係る厚生年金保険被保険者資格取得者が72人いることを踏まえると、適用事業所としての適用要件(5人以上)を満たしており、被保険者資格の取得を取り消す合理的理由は無い。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所(当時)がかかる処理を行う合理的理由は無い上、平成19年5月10日付けで行われた厚生年金保険の取得取消処理は、事実上即したものと考えることは難しく、当該処理に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人のA病院(\*)における資格取得日は同年1月26日、資格喪失日は同年4月1日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、被保険者資格の取得取消前における平成19年1月の社会保険事務所の記録から、20万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 11 月から 61 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 11 月から 61 年 2 月まで  
私は、申立期間の国民年金保険料を納付したと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料を納付していたと主張しているが、保険料を納付するためには、国民年金に加入し国民年金手帳記号番号の払出しを受けなければならないところ、申立人が所持する年金手帳によると、手帳記号番号は平成 2 年 10 月に A 市で払い出されており、その時点では、申立期間については時効により保険料を納付することができない上、昭和 48 年 5 月に B 市で払い出された手帳記号番号についても、同市の国民年金被保険者名簿によると、49 年 2 月に不在被保険者としての事務処理がなされており、申立期間に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人に係る平成 2 年 10 月に A 市役所に提出された「国民年金被保険者資格取得・種別変更・種別確認（第 3 号被保険者該当）届書」の事務処理では、同年 9 月に申立人が国民年金第 3 号被保険者として新規加入していることから、申立期間当時、申立人は、国民年金に未加入であり、保険料を納付することはできない。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで

申立期間については、父が、国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたので、詳しい納付方法等は分からないが、きちんと納付してくれていたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、その父親が、国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたと主張しているが、申立人と連番で国民年金手帳記号番号が払い出され、申立人と同様にその父親が保険料を納付していたとするその姉についても、申立期間の保険料が未納となっている。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していないため、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 2 月から同年 3 月までの期間及び平成 4 年 6 月から 5 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 2 月及び同年 3 月  
② 平成 4 年 6 月から 5 年 3 月まで

50 歳頃に、市役所から、このままでは将来年金が受給できなくなると連絡があったので、市役所の窓口で 100 万円弱ぐらいの国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、50 歳頃に、市役所から、このままでは将来年金が受給できなくなると連絡があったので、市役所の窓口で 100 万円弱ぐらいの保険料を納付したと主張しているが、申立人が納付したと主張する保険料額は、申立期間①及び②の保険料額と大きく相違している。

また、申立人は、申立期間以外にも国民年金に未加入及び保険料が未納の期間が複数ある上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成8年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 50 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月

申立期間の国民年金保険料については、自宅に督促状が送られてきたので金融機関で納付したはずである。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、自宅に国民年金保険料の督促状が送られてきたので、申立期間の保険料を納付したと主張しているが、保険料を納付するためには、国民年金に加入し納付書の交付を受けなければならないところ、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険から国民年金への変更手続に関する記憶が曖昧である上、オンライン記録及び申立人が所持する年金手帳の資格記録欄には、申立期間に係る記載が無いことから、申立期間については、国民年金の未加入期間となり、制度上、保険料を納付することができない。

また、市の記録によれば、平成7年8月から同年12月までの期間及び10年8月から19年1月までの期間については、国民年金及び国民健康保険に加入しているが、申立期間については、国民年金及び国民健康保険のいずれにも加入した形跡が見られない上、申立期間中に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていた形跡もうかがえない。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 1 月及び同年 2 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 1 月及び同年 2 月  
国民年金保険料を遡って納付することができることを知り、まとめて約 50 万円納付した。市の担当者から 20 歳前の期間についても納付した方が良いと勧められ、未納が無いように納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の保険料を遡って納付することができることを知り、20 歳前の期間も含めて保険料の未納期間が無くなるように、まとめて保険料を納付したと申述しているが、申立期間については、申立人が 20 歳到達前の期間であり、制度上、国民年金の被保険者資格を取得することができず、保険料を納付することができない。

また、申立人の国民年金被保険者台帳（特殊台帳）には、昭和 38 年 3 月から同年 4 月までの期間、39 年 1 月及び 42 年 5 月から 51 年 3 月までの期間の保険料について、55 年 6 月 30 日に特例納付したことの記載があるものの、申立期間の保険料についての記載は無い上、その記載内容に不自然さはうかがえない。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年9月1日から22年7月1日まで

申立期間において、A社に勤務した。年金事務所の記録では、同社に勤務した期間の厚生年金保険の加入記録が無かった。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間にA社に勤務していたことは、申立人の具体的な申述内容により推認できるものの、同社は既に適用事業所ではなくなっており、事業主も死亡していることから、申立人の当該期間に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間に係る昭和20年12月から22年4月までの期間において、厚生年金保険の被保険者資格を取得した従業員は一人も見当たらない上、申立人と同じB職であった同僚3人についても、申立期間の全てを含む20年8月から23年6月までの期間において、被保険者資格を取得した者はおらず、かつ厚生年金保険の被保険者期間も確認することができない。

さらに、前述の被保険者名簿によると、申立期間において、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 10 月 31 日から同年 11 月 1 日まで  
② 昭和 55 年 4 月 1 日から 57 年 10 月 1 日まで

A社から関係会社のB社に転籍した際の申立期間①について、厚生年金保険の記録が無い。また、B社から転籍したA社における申立期間②について、転籍前と給与の支給額がほとんど変わらないのに標準報酬月額が下がっている。申立期間①における厚生年金保険被保険者の資格喪失日及び申立期間②における標準報酬月額について、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立期間①について、申立人がA社に勤務していたことは、申立人の申述内容、複数の同僚の証言及び雇用保険の記録により推認できる。

しかしながら、当該事業所の現在の担当者は「申立期間当時の社会保険関係資料は残っていないため、不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用状況等について、確認することができない。

また、申立人と同様に、昭和 51 年 11 月 1 日にB社に転籍した複数の同僚も、申立期間①について、当該事業所における厚生年金保険の被保険者記録が無いことが確認できる。

さらに、当該事業所における申立人の事業所別被保険者名簿を確認したが、資格喪失日について訂正等が行われた形跡は無く、事務処理に不自然さはいかたがえない。

加えて、当該事業所が申立期間①当時に加入していたC厚生年金基金及びC健康保険組合における申立人の加入記録はオンライン記録と一致することから、社会保険事務所（当時）が申立人の資格喪失日に係る事務処理を誤ったとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 2 申立期間②について、申立人は、B社から転籍したA社における申立期間②の標準報酬月額が当時支給された給与額より低額となっている旨を主張しているが、A社は申立人の申立期間に係る給与額が分かる賃金台帳等の資料を保管していないため、申立人の申立期間の保険料控除額等を確認することができない。

また、当該事業所における申立人の事業所別被保険者名簿を確認したが、標準報酬月額について訂正等が行われた形跡は無く、特に不自然さはうかがえない。

さらに、当該事業所が申立期間当時に加入していたC厚生年金基金及びC健康保険組合における申立人の加入記録はオンライン記録と一致することから、社会保険事務所が申立人の標準報酬月額に係る事務処理を誤ったとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 3 月 26 日から 36 年 5 月 1 日まで  
② 昭和 36 年 5 月 2 日から 37 年 4 月 11 日まで  
社会保険事務所（当時）に年金記録を照会したところ、申立期間について脱退手当金が支給済みとの回答を受けた。脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた申立期間に係る事業所の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 37 年 4 月 11 日から約 2 か月後である同年 5 月 29 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者期間に係る被保険者記号番号は、申立期間①及び②は同一番号で管理されているところ、申立期間後の被保険者期間においては別番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然である上、申立期間②に係る事業所の当時の社会保険事務担当者は「脱退手当金の請求手続については、会社が手続を行い、本人に現金で渡していた。」と証言していることを踏まえると、申立人においても事業主による代理請求が行われていた可能性が高い。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

私は、A社の設立者であり、代表者である。日本年金機構から送付された資料によると、昭和 51 年 4 月から同年 9 月までの 6 か月間の標準報酬月額が 7 万 2,000 円と記録されているが、給料は一度も下げた覚えは無い。妻の報酬月額変更を届け出たのに、社会保険事務所（当時）が私の報酬月額変更として転記ミスしたとしか思えない。申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の申立期間における標準報酬月額は、昭和 51 年 4 月の随時改定により、それまでの 20 万円から 7 万 2,000 円に減額変更されたことが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録では、申立人の申立期間において、標準報酬月額が遡及訂正されるなどの不自然な点は認められない上、申立人は、自身がA社の代表取締役であったとしており、年金事務所の記録においても申立人が事業主とされている。

また、申立人は、社会保険手続を含む会社の経理事務については、その妻及び会計事務所に委ねているが、自身も当該事務に関わることもあるとしている。

さらに、当該事業所は、昭和 51 年の定時決定に係る算定基礎届を提出する際に、従前の標準報酬月額を確認することができたと考えられる上、上述のとおり標準報酬月額が遡及訂正されるなどの事情が見当たらないことから、申立期間においてオンライン記録どおりの標準報酬月額に基づく保険料の納入の告知が行われ、申立人は事業主として減額された保険料を納付していたと考えるのが自然である。

加えて、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

これらのことから、仮に、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとしても、申立期間当時、当該事業所の代表取締役であった申立人は、上述のとおり特例法第1条第1項ただし書きの規定に該当する者と認められることから、申立期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。